

## 第1回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム

日時 平成28年11月4日(金)

10:00～12:00

場所 厚生労働省専用第22会議室

### 議題

- (1) 公認心理師法について
- (2) 公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について
- (3) ワーキングチームにおける検討事項等について

### 出席者(50音順)

奥村構成員、川畑構成員代理(野島氏)、北村構成員、黒木構成員、沢宮構成員、田崎構成員、丹野構成員、中嶋構成員、中根構成員、増沢構成員、増田構成員、宮脇構成員、吉川構成員

○北村座長 皆さん、おはようございます。ほぼ定刻になりましたので、第1回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームを始めたいと思います。本日は皆様、忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

御存じのように、先般、公認心理師法が成立しまして、それに伴い、厚労省の中に公認心理師カリキュラム等検討会というのが設置されました。そこではいろいろ大枠を決めていくわけですが、具体的なところはワーキングチーム、このメンバーですが、ワーキングチームが作って専門的に、そして、より細かく決めていこうということで設置されています。新しい資格の公認心理師ですので非常に重責を感じております。私、座長を仰せ付かりました北村聖と申します。よろしく願いいたします。もともと内科医です。精神科医ではございません。ただ、長年、医学教育ということに携わってきた関係上、医療者の教育ということには非常に興味を持っていますので、先生方にいろいろ教えていただきながら、より良いカリキュラムと試験制度等を作っていけたらと思っています。よろしく願いいたします。

今、述べましたように非常に緊張しておりますが、一方、ちょっとわくわくもしております。新しい制度を立ち上げるというような経験というのは、普通、ないですし、今、資格が幾つあるか知りませんが、新しい医療者の資格がそう簡単にできるものではないので、そういう資格ができるところに立ち会えるということは大変喜ばしいことでもあると思いますし、構成員の先生方、皆さんとそのわくわく感を共有したいと思っています。このワーキングチームでは、例えば10年後、20年後、公認心理師という制度ができたときにワーキングチームがあって、そこで建設的な議論をやって、こういう立派な制度ができたのだよと、10年後、20年後に生きているかどうか分かりませんが、ワーキングチームを振り返っていい議論だったなと言えたらいいと思いますので、是非、御意見をたくさん出していただけたら有り難いと思っています。何卒、よろしく願いいたします。

それでは、資料の確認と出欠状況について、事務局からお願いいたします。

○森公認心理師制度推進室長 資料の確認をさせていただきます。お手元の資料として配布させていただいておりますのは、資料1「公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム開催要領」、資料2「公認心理師法の概要等」、資料3「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について(案)」、資料4「公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームについて」、参考資料1「公認心理師法・附帯決議」、参考資料2「第1回検討会(平成28年9月20日)及び第2回検討会(平成28年10月4日)における主な意見」です。お手元に欠けている資料等はございますか。

続きまして、本ワーキングチーム構成員の皆様を御紹介させていただきます。資料1の2枚目が名簿になっておりますので御参照ください。構成員代理として1名の方に御出席いただいておりますほかは、全構成員に御出席いただいております。五十音順に御紹介させていただきます。臨床心理職国家資格推進連絡協議会事務局長の奥村構成員です。日本臨床心理士養成大学院協議会会長の川畑構成員です。本日は代理の方に出席いただいております。

ります。本ワーキングチームの座長を務めていただきます、国際医療福祉大学大学院教授の北村構成員です。国立大学法人九州大学大学院人間環境学研究院教授の黒木構成員です。一般社団法人日本心理学諸学会連合理事の沢宮構成員です。一般財団法人愛成会弘前愛成会病院院長の田崎構成員です。日本学術会議第一部会員の丹野構成員です。社会福祉法人三井記念病院精神科部長の中嶋構成員です。埼玉県教育局南部教育事務所指導主事の中根構成員です。子どもの虹情報研修センター研修部部長の増沢構成員です。臨床心理分野専門職大学院協議会会長の増田構成員です。全国保健・医療・福祉心理職能協会会長の宮脇構成員です。公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会評議員の吉川構成員です。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。まず、文部科学省から瀧本審議官です。和田健康教育・食育課長です。浅野専門教育課長です。続きまして、厚生労働省から堀江障害保健福祉部長です。田原精神・障害保健課長です。精神・障害保健課松本主査です。最後になりましたが、私、公認心理師制度推進室長の森でございます。よろしくお願いたします。

なお、本ワーキングチームは公開ですので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。カメラでの頭撮りはここまでとさせていただきます。座長にお渡しします。○北村座長 ありがとうございます。それでは、このワーキングチームの概要について、先生方、御存じとは思いますが、最初に事務局から御説明をお願いしたいと思います。○松本主査 事務局でございます。お手元の資料1を御覧ください。まず、本ワーキングチームの概要につきまして、趣旨から順を追って説明させていただきます。資料1の1枚目、1.趣旨ですけれども、公認心理師法に規定する公認心理師となるために必要な科目、国家試験の科目、いわゆる現任者の受ける講習会の内容等について検討を行うため、現在、「公認心理師カリキュラム等検討会」を開催しているところです。こちらに、必要な科目等を決定するに当たり、専門的な議論を行う場として検討会の下に、このワーキングチームを開催し、具体的な検討を行うものとするところです。

2.検討事項ですが、ワーキングチームにおける検討内容ですけれども、記載のとおりです。また後ほど御説明させていただきます。

3.構成等で、事務的な取扱いですけれども、構成員は先ほど御紹介しましたとおりで2枚目に名簿を付けています。また、(2)にありますように座長は検討会の座長である北村先生にお願いしています。(4)にありますけれども、こちらのワーキングチームも原則として公開としています。

4.その他として、事務局についても検討会と同様で、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課と、厚生労働省障害保健福祉部の公認心理師制度推進室が行うこととしています。概要については以上です。

○北村座長 これに関して何か御質問とかございますでしょうか。2の検討事項に関しては後で詳しくお話がある予定ですので、それはいいとして、このワーキングチームを検討会の下に設けて、ある一定の期間で決まった案を検討会上げるという位置付けになりま

す。よろしいでしょうか。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。まず、公認心理師法についてです。検討会でも御説明がありましたし先生方も重々御存じとは思いますが、ワーキングチームの初回ということで、公認心理師法について御説明をお願いいたします。

○松本主査 公認心理師法について、簡単ですが御説明させていただきます。資料2を御覧ください。公認心理師法概要ということです。法の全文につきましては参考資料1として付けていますので、こちらも詳細なところは御覧いただければと思いますが、概要についてはこちらの1枚にまとめています。

一の目的として、公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的としています。

二の定義ですが、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう、としています。行為としては4つ定めていて、①が、心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析、②が、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助、③が、心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助、④が、心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供と定めています。

三の試験ですけれども、公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が公認心理師試験を実施するとしています。受験資格は、以下の者に付与するとしています。

①が、大学において指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院においても指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等、②が、大学で指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等、③が、①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者です。

四の義務ですが、こちらも大きく3つあります。1が信用失墜行為の禁止、2が秘密保持義務、3が、業務を行うに当たっては関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならないとしています。

五是名称使用制限、いわゆる名称独占資格を定めたものです。公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない、とされています。こちらに関しては「師」という文字に関して名称使用制限があるもので、いわゆる既存の民間資格に使われている「士」を用いたものについては特に制限していません。

六是主務大臣です。この法に関して主務大臣は文部科学大臣及び厚生労働大臣の二者となっています。

七は施行期日です。この法律は平成27年9月16日に公布されています。一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内で施行することとなっています。

八は経過措置です。既存の心理職の有資格者に係る受験資格等については、所要の経過

措置を設けることとしています。

2枚目を御覧ください。公認心理師国家試験の受験資格の取得方法についてまとめたものです。1枚目の三に書いている①から③までは左の3つのルートです。右の点線の四角で囲っている所が経過措置の所です。これは4つありまして、一番右側の実務経験5年以上ある者で、かつ、指定の講習を受講した者も受験資格を得るとなっていて、これがいわゆる現任者としているものです。この範囲あるいは全体に関して下線が引いてある科目、期間、実務経験の範囲についても、こちらで議論いただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。公認心理師法の概要の説明については以上です。

○北村座長 ありがとうございます。法律ですので質問を受けてもなかなか答えにくいと思いますが、御質問とか不明瞭な点がございましたら明らかにしていただければと思います。キーポイントの1つは名称独占です。「師」を使った公認心理師は名称独占であると。資格を持たない者にはこの名前を使わせないということ。もう1つは受験資格が定められていて、横の表で言う左3つがメインであると。それから、業務内容はここに書かれたとおりであるということです。

御存じのとおり、この法律は議員立法でできていて、いろいろ法律に書いてないことを今から決めていく必要が随分あります。逆に、使い勝手のいいルールを決めていけばいいと思います。それと参考資料1が縦書きの公認心理師法全文です。その後ろから2枚目に公認心理師法案に対する附帯決議、参議院の文教科学委員会と書いてあります。この附帯決議というのは附帯だから読んでも読まなくてもいいのかと思ったら、そうではなくてかなり重いものだそうです。お時間があるときに附帯決議も是非読んでおいていただくと思います。特に履修科目や受験資格等についていろいろ書かれていますので、これにのっとったというか、あまり反したことは決めにくいということでもあります。何かこの法律に関して御質問等、ありますでしょうか。

国家試験を今から検討するのですが、国家試験の受験資格ということを決めているということは、試験さえ通ればいいというのではなく、ちゃんとしたカリキュラムなり教育を受けたことが担保されないと受験資格がないということですので、いい加減というか、ちゃんとした教育ではないけど、試験さえ通れば資格を与えるというものではないという共通理解の下で、カリキュラムを検討していきたいと思っています。あとでまた御質問をたくさんいただけたらと思いますので、それでは、公認心理師のカリキュラムに関する基本的な考え方について、事務局から御説明をお願いします。

○松本主査 資料3を御覧ください。こちらは第2回の検討会で使用した資料を、各構成員から頂いた御意見等を踏まえ修正したものになります。また、参考資料2に第1回検討会及び第2回検討会で頂いた主な御意見を付けていますので、こちらを併せて御覧ください。

資料3に戻りまして、基本的な考え方の趣旨ですが、今後、このワーキングチームにおいて様々な事項を検討するに当たり、現時点で暫定的に整理したものです。また、こちら

での議論を踏まえて検討会で見直しを行うことも考えています。大きくは3つあって、1.カリキュラム等の検討に対する考え方、2.公認心理師に求められる役割、知識及び技術について、3.カリキュラム等の検討に当たっての留意点です。順に読ませていただきます。

1.カリキュラム等の検討に対する考え方について、○が2つありますけれども、1つ目、公認心理師の資格を得たときの姿を踏まえた上で、カリキュラムを考えていくことが重要である(Outcome-based education)と書いていますが、この考えの下で、公認心理師に求められる役割、知識及び技術について整理する。2つ目、法第2条における公認心理師が業として行う行為、先ほど説明しました4つの行為ですけれども、これが適切に実践できる能力を養成するというところで、カリキュラム等の検討をしていくことになっています。

2.公認心理師に求められる役割、知識及び技術についてですが、こちらも大きく、活動する分野を問わず求められるものと、特定の分野において求められるものの2つに分けて記載しています。活動する分野を問わず求められるものとして、1つ目に国民の心の健康の保持増進に寄与する公認心理師としての職責を自覚すること。2つ目として守秘義務等の義務及び倫理を遵守すること。また、守秘義務に関しては、こちらと同時に支援を行う関係者の間で、当該支援に必要な情報共有を行うことについても、学んでおく必要があるという御意見がありました。3つ目として、心理に関する支援が必要な者等との良好な人間関係を築くためのコミュニケーションを行うこと。また、対象者の心理に関する課題を理解し、有益なフィードバックを行うこと。そのために、様々な心理療法の理論と技法についてバランスよく学び、実施のための基本的な態度を身につけていることが求められます。

2 ページ、4つ目として、心理学、医学等の知識及び心理に関する技術を身につけ、様々な職種と協働しながら支援等を主体的に実践すること。5つ目として、資格取得後も自ら研鑽を継続して積むことができること。6つ目として、心理状態の観察・分析等の内容について、適切に記録ができること。必要に応じて関係者に説明ができること。7つ目として、社会から求められる役割を自覚した上で業務を行うこと。8つ目として、災害や事件・事故等緊急時にも公認心理師としての役割を果たすことができること。9つ目として、身体疾患や精神疾患、又はその双方が疑われる者について、必要に応じて医師への紹介等の対応ができること。以上が分野を問わず求められるものとして整理しています。

次に、特定の分野において求められるものということで、こちらは多くありますけれども例ということでたくさん記載しています。

医療分野においては、心理検査や心理療法等、心理職の立場からの技術提供が求められる。また、職種間でのコミュニケーションのためにも一定程度の医学知識が必要であるという御意見がありました。

保健分野においては、乳幼児健診等の母子保健事業や、認知症が疑われる高齢者への支援等、幅広い技能が求められる。

教育分野においては、スクールカウンセラー等として、幼児児童生徒、保護者及び教職

員に対する相談・援助、また、様々な問題に対して必要な対応等を行うことが求められる。また、心の健康に関する教育及び情報提供も、幼児児童生徒、保護者及び教職員を対象として行うことが求められる。スクールカウンセラー以外に関しても、大学等に在籍する学生、その保護者及び教職員についても、同様に必要な対応を行う。さらに、組織全体への助言も求められる。

福祉分野のうち、児童福祉施設等においては、子どもの発達に関する知識や各種心理検査等の技術をもって、問題点等を包括的に理解・評価することが求められる。特に、児童相談所においては、ニーズのない当事者とも“子どもの安全”という視点を中心に、幅広く関係を構築する能力が求められる。また、子どものほかにも障害者や認知症を有する高齢者等に対して、心理に関する支援を行うことが求められる。

司法・法務・警察分野においては、犯罪や非行をした者について、原因や心理の分析、リスク評価、矯正・更正のための指導・助言、処遇プログラムの提供等を行う。その際には、当事者が必ずしも援助を求めているという状況で信頼関係を築く必要があります。また、司法分野については、家庭内紛争など対立関係のある問題における当事者や子どもへの中立的な立場での関与も必要です。さらに、当事者のみならず、関係者に対する助言・支援、被害者等に対する相談・援助、地域社会への情報提供等も行うことが求められる。

産業・労働分野においては、労働者に対する相談・援助や研修等を行いますけれども、これらの活動を行うことで、労働環境の改善や労働者のパフォーマンスの向上に資することが求められます。

3. カリキュラム等の検討に当たっての留意点ですが、ワーキングチームを含め内容の検討に当たっては、以下のことに留意をしていただきたいということです。

カリキュラムは、公認心理師としての業務を行うに当たり、適切な知識及び技能を身につけられる水準の内容とすること。また、国家試験は、その知識及び技能を確認するものであること。

カリキュラム及び国家試験の内容については、公認心理師になろうとする者が主体的に学び経験を積めるような観点を踏まえること。

カリキュラムは目標・方法・評価からなることを踏まえ、目標や方法のみならず、評価の方法についても検討すること。

全体を通して、守秘義務や職業倫理については十分な理解が必要であること。

保健医療の分野だけでなく、そのほかの分野にあっても、必要な際に保健機関や医療機関への連携が必要なことを踏まえ、精神医学を含む一定程度の医学知識を備えておく必要があること。また、医学を学ぶ前提として身につけるべき基本的な知識の内容についても検討すること。

保健医療の分野の中でも、保健分野と医療分野では実施するサービス内容や持つべき視点が一部異なっていること。こちらにも留意する必要があるという意見がありました。

公認心理師として活動する分野を問わず、他の分野と連携すべき機会があることから、

活動すると想定される主な分野に係る関係法規や制度等が一定程度網羅される必要があること。特に、教育分野においては、学校等と密に連携した活動が想定されるので、単なる関係法規や制度等に加えて、学校教育に関する知識が一定程度必要であること。

実践から学ぶ心理学が重要という意見がありました。実践から学ぶことができるような心理学の知識を備える必要があること。また、公認心理師が業として行う行為の内容を踏まえると、実習にも力を注ぐべきであること。その際、大学院では、そのために必要な理論もバランスよく学ぶ必要があること。

大学教育において、知識の習得だけでなく、問題解決を行う手法も加えるべきであること、という意見がありました。

附帯決議において、公認心理師法第7条第1号の大学卒業及び大学院課程修了者が受験資格の基本とされていることを踏まえ、まず大学、大学院のカリキュラムを検討し、それと同等以上の知識・経験を有することとなるよう、同条第2号の大学卒業者の実務経験の内容を検討すること。

実習・演習の内容については、将来チームワークでの業務が求められる機会が多い現状も踏まえ、質量ともに充実したものとなるようにすること。併せて適切な指導体制についても検討すること。また、現在大学院内で行われている相談室でのケース担当実習等の内容も参考にすること。

大学卒業後の実務経験を行う施設についても、心理業務に関する適切な指導体制について検討すること。

全体として、支援を要する者に対して、心理に関する教育ができるような手法を身につけられるカリキュラムとすること。

カリキュラムではなく受験資格ですけれども、受験資格の特例の検討に当たっては、既存の心理職に対し配慮すること。

国家試験の実施に当たっては、障害者差別解消法を踏まえた障害者への合理的配慮がなされるようにすること。

附帯決議を踏まえ、既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者が、これまで培ってきた信用と実績を尊重し、心理に関する支援を要する者等に不安や混乱を生じさせないように配慮すること。

また、最後に、この議論の場で、使用する用語の定義については明確にすること、としています。

以上、留意点として整理しています。

○北村座長 検討会で議論された内容をまとめたものです。1番は、カリキュラムの検討に対する考え方、2番はメインで、何を公認心理師に求めるかという教育内容に踏み込んだものです。最後は留意点となっておりますが、いろいろ多方面のことが書かれています。何か御質問、御意見を頂けますか。

○丹野構成員 学術会議の丹野です。附帯決議に関して教えていただきたいのです。今の



資料の4ページ一番上の○で、「附帯決議において、公認心理師法第7条第1号の受験者が基本である。その第2号の受験者の実務内容を検討する場合には、先に第1号の内容を決めてから、それに応じて行う」ということになっています。先ほど北村先生がおっしゃられた附帯決議を見てみました。配布資料の後ろから2枚目に「附帯決議」が配られています。この条項に関するのは附帯決議の4番ということです。この4番は、受験資格について述べたものです。受験資格のほかに、例えば大学院学部の履修科目とか国家試験について、4番では直接は言及していません。間接的にはそうなるかもしれませんが。

附帯決議の2番に、「公認心理師が、臨床心理学を始めとする」うんぬんとあって、一番最後に「履修科目や試験の内容を適切に定める」とあります。つまり、国家試験の内容を適切に定めることについては、附帯決議2番で定められているということになります。ですから、第1号受験者が基本であるというのは、受験資格に関してであって、履修科目や国家試験に関しては、第1号と第2号受験者には差がない。どっちが基本で、どっちが基本ではないということは書いていない。このように理解してよろしいのでしょうか。

それから、心理師法第7条が今の第1号と第2号受験者を決めたものですが、この第7条を見ても、第1号、第2号、第3号に関しては、いずれかに該当するものでなければ受けることができないとしか書いていない。つまり、第1号が基本で、第2号は基本でないということは書いていない。なので、基本的には履修科目とか国家試験に関しては、第1号、第2号受験者は同等である。こう考えてよろしいのでしょうか。どなたか教えていただくと有り難いのですけれども。

○森公認心理師制度推進室長 法律に定められている第1号、第2号については、法律上同等と定められています。ただ、附帯決議の4で第1号を基本にすることというのは、国会のほうから求められています。

○丹野構成員 先ほど言ったのは、受験資格に関しては大学院が優先されて基本で、第2号が従であるということですが、国家試験とか履修科目に関しては、どっちが基本になるというのは条文にも附帯決議にも書いていないような気がするのです。

○森公認心理師制度推進室長 どちらにも書かれていないのですけれども、受験資格として第1号を基本としてということで、能力的に受験する方が第1号の能力を持つようにということだと解釈しております。

○丹野構成員 能力に関してということですね。疑問になるのは、第1号が大学院で学んだ科目、第2号は実務の経験から学んだこと、それが同等だということですよ。同等になるようにやらなければいけない。そうすると、大学院で定められた科目というのは、第2号受験者が実務経験の中から学べることでないと、出せない。つまり、大学院だけで開講されていて、実務経験では得られない内容は、国家試験には出せない、出してはならないということにならないのでしょうか。言いたいことが理解できませんでしょうか。

つまり、受験資格を決めるには第1号が主で、第2号が従だということにはっきり附帯決議に書いてあるわけですが、それには従って、それなりに決める。国家試験を出

題するときには、大学院だけで設定されている科目を、国家試験に出したら、第2号受験者から強いクレームが来るのではないかと危惧される。その辺はいかがなのでしょう。

○森公認心理師制度推進室長 その辺については、どのような範囲で出題していくのかというのを、この検討会で決めていただければと考えておりますので、御意見をいろいろ頂いた中で検討していきたいと考えております。

○北村座長 強いて言えば、基準は業のほうにあると思います。基本的考え方の真ん中辺りに①から④まで公認心理師が業としてやることはこの4つであると書かれています。これができるようなカリキュラムを作ってほしいと。現在の大学院で、例えば修士の論文だけをやっているようでは、この4つの業をできるとは思えないので、それが基本になる。この附帯決議は読みにくいのですが、この4つの業をできるためには、附帯決議を書いた人は恐らく4年プラス2年ぐらいの、いわゆる大学、大学院での教育が必要であろうと推定したのだと思うので、これを基本としてやってほしい。それだけでは社会のニーズ、あるいは教える側の量としても足りないので、第2号あるいは第3号を足したという話だと思います。

出来上がったら、第2号、第3号の人ばかりというのはまずいよねとか、そういう邪念があつての話ではないと思います。基本はこの①から④の4つができるようにする。したがって、受験科目も①②③④をできるかという観点から作るべきであつて、大学でこれは教えている、大学院で教えている、実務では学べないとか、そういうことではないと思います。この4つができるということは、恐らく実務で学べることになると思います。ただ、最後に説明があつたように、この会で突き詰めていきたいと思います。

○川畑構成員代理野島氏 臨床心理士養成大学院協議会の野島です。今の丹野先生の話は、学部レベルの試験にしないと、大学院のところまで含めると違うのではないかという趣旨だと思います。そういう考え方もできますけれども、基本的にこれは大学院の資格だと考えれば、大学院で学ぶようなことが出題されるというのは当然であります。実務経験ということで、大学院教育の全てを実務経験のみでカバーするのは難しいでしょうから、実務経験で学ぶとともに、自学自習して、そして大学院レベルのものを学びながらということで、やはり大学院レベルのことを試験で出すということになるのが自然ではないかと思いました。

○北村座長 その大学院レベルというのが分かったようで分からないところがあります。教育内容も、結構バラバラです。臨床心理士のカリキュラムの大学院ならば、ある程度一定していますけれども、それ以外に心理を扱う大学院というようにやれば、結構カリキュラムもバラバラのような気がしますので、これも議論をしていきたいと思います。

○丹野構成員 この4つの業が公認心理師の活動の基本だと。これは大学院レベルで初めて達成されるというのはよく理解できます。この4つの業というのは、実務経験の中からも体得できることではあります。それは理解できます。ただ、国家試験の内容が大学院だけの出題内容になるというのはちょっともったいない。法案は4年の学部教育では心理学

を学ぶというように規定されているわけですから、結局6年教育と考えて、学部で基本的な心理学や、5領域の知識を身に付けて、大学院では実務ないし実技の研修を中心にするというように分業していくと、心理学の学部の4年間を無駄にしない。大学院のほうでも、学部教育で、もう既に基礎的な知識は身に付けてきたものとして、2年間は実技や研修に集中できるというような体制にしたほうがよい。能力も6年間かけて培うようになるので、より高いレベルの心理師が養成できるのではないかと思うのです。この点については、来週のヒアリングで学術会議の意見として詳しく述べさせていただきます。

○北村座長 情報として、私がいる医学教育のことをちょっと御紹介いたします。約10年ちょっと前に、コアカリキュラムが紹介されて、それが今浸透しています。81医科大学があって、全ての医科大学が、その教育エネルギーの3分の2程度を費やして一定のことを、ちょっと違いますが小中学校の学習指導要綱みたいなもので、必ずそのところは教えるようにと。そして6年教育のうち4年ぐらいが終わった段階で、Computer based test (CBT)という試験で画一的なことが学んでいるということを押さえて、そして国家試験へとつなげています。要するに、教育カリキュラムもある程度というか、かなりの縛りがあります。よくは知らないのですが、文系の大学だと、私の時代の経済学で言えば、こっちの大学は近代経済を教え、こちらはマル経を教えて、全然違うことを教えていた。文学部でも、日本文学でもこっちを教えて、こちらは教えないとか、文系には学び方を学ぶという意味では共通かもしれないけれども、カリキュラムはバラバラだったのです。

今度、公認心理師という一定の医療資格と言っていいと思うのですが、そういう資格を作る上では、試験に合格さえすればいいというのではなくて、学びの段階である程度共通のものを学んでおいてほしい。それが2.から書かれているところです。自分は医療分野に行くから、保健や教育分野の知識はなくてもいいということはありません。公認心理師という資格を取る上では、最低限教育分野でもこれぐらいのことは学んでほしい、福祉分野ではこういうことを学んでほしいというのが2.に書かれている内容です。コアカリキュラムという言葉は使われていませんが、2.の内容はほとんどコアカリキュラムを作成して、それを何らかの形で担保しなさい。それも学ぶ内容だけではなくて、教育方法、更には評価方法、その人がちゃんとそれを学んで実力が付いたという評価までコアカリキュラム、カリキュラムというのは評価も含むという概念で、そこまで規定してください。

それを学んだ上で、最後の仕上げとして国家試験がある。何せ国家試験対策だけして、国家試験さえ通れば学んだ内容はどうでもいいということではない。学んだ内容をしっかり担保して、その上で最後の1日か2日のちょっとしたことで、6年なりそれ以上かもしれないですが、その人の実力を見ようというので、最後のちょっとしたでもないですけども、試験という位置付けだと思うのです。先生が今おっしゃったように、4年間は何を学んできてもいいから、最後は大学院心理学でいけば受験資格があるというのではなくて、大学院で学んでもいいのですけれども、教養とか、4年制の分野で、ここに掲げられ

たコアカリキュラムをしっかりと学んだというカリキュラムを提供している大学はそっちでいいだろうということになるのではないかと思います。

○丹野構成員 コアカリキュラムに関する考え方は、全く我々も同じです。その学部のコアカリキュラムをきちっと作って、今おっしゃられたような、A 大学と B 大学では同じ科目でも違う内容をやっているというようなことのないようにする。基本的に標準的な科目内容はきちっと決めて、それを全て必修科目にして、何単位かを取るようなシステムを作ったほうが 4 年間を無駄に過ごさないことになる。4 年プラス 2 年の 6 年のコアカリキュラムを作るといようにしたほうがより良いのではないか。

つまり、医学部は 6 年間のコアカリキュラムです。今まで心理士は修士だけの課程だったのですけれども、それを学部の 4 年と修士 2 年という、6 年間にすることが法律で決まったわけですから、学部のほうもコアカリキュラム化していったほうが、より能力の高い、資質の高い公認心理師ができるのではないかと考えております。正にコアカリキュラムについては共有しているかと思います。

○北村座長 本日は概略でちょっと先走りしましたがけれども、本日この話が出たからといっても決まった話ではなくて、これからゆっくり考えていきましょう。他にはいかがですか。

○吉川構成員 川畑構成員代理の野島先生に、ただいまの御発言について質問させていただきます。学部での基礎知識を修得した後の、実務に加えての自学自習というように御説明を頂いたと思うのです。その自学自習の在り方が非常に問われるところだと思うのです。知識を業にいかすために必要な部分のコアカリキュラムの中でも、より業に近いところ、その 2 年間のプラスアルファの中で学べるのではないかと、丹野先生に御指摘を頂いたと思うのです。自学自習する方法として、これは単なる実習指導とは異なる、あるいは上司による業務指導とは異なる専門的な、スーパービジョンも含めてお考えになっているかどうかをお聞かせください。

○川畑構成員代理野島氏 自学自習というところの機会の持ち方としては、例えば研究会へ出るとか、セミナーに出るとか、それから個別にスーパービジョンを受けるとか、幅広いものを想定しております。

○北村座長 単にセミナーに出て判子だけもらうというのはやめたほうがいいです。やはりスーパービジョンでしっかりディスカッションしたほうが。

○中嶋構成員 北村先生がおっしゃられたとおりで、実務経験を責任を持つのは、実務経験における指導者であるべきだと思います。ですから、実務経験を受けるところで、きちんとした研修を受けた指導者がいる上で、かなりきちんとしたプログラムをあらかじめ用意しておいて、そのあらかじめのプログラムに乗って実務経験を組むことで、公認心理師の受験資格が得られるのだと思います。それを、受験希望する人が、自主的にそういう経験を積むというような体制ではなくて、実務を経験させる場所で、既にプログラムがあればいけないということは、実務においても実習においても同じだと考えています。

○北村座長 他に御意見はありますか。

○田崎構成員 今までの医療・福祉領域等々の国家資格は様々あるわけです。その受験資格に至るまでの教育というのが、今回の公認心理師の案のように、2つの教育機関を経てというのは多分ないのだろうと思うのです。その中に第7条2号にあるような実務経験というのが含まれている制度というのは、私の知り得る範囲ではないということです。そういう点で非常に難しいが、こういう制度をうまく作ることによって、また新たな制度というのか、他ではないような制度ができると思うのです。特に実務経験を、どのように第1号と整合性を取るかということが鍵なのだろうと思います。

どの国家資格にしても国家資格はある意味ゴールではなくて、スタートなのです。そこから、それぞれの領域で経験を積んで、実際にいろいろな支援というか、支援を必要とする人たちに対するサービスを提供できるということになるわけです。あくまで受験資格は受験資格であって、そこに至れば全て、例えば公認心理師という仕事を完璧にこなせるかという、決してそうではないという視点でいくべきだろうと思います。

非常に難しいのですけれども、実務経験を大学院の教育と整合性を取るために、この中身をどのようなことで担保していくかをきちっと議論できればと思います。他にない制度なので、実務経験でこれを取りたいという人にとっても納得ができるような、分かりやすい制度にすべきだろうと思います。

○北村座長 実務経験というのは本当に大事になると思います。先生方は法律を読んでお気づきになられたでしょうか。「国家試験は知識と技能を問う」と書いてあります。今から国家試験をやって、技能試験をやるという選択肢はなきにしもあらずですが、現実的には大変です。そうすると、国家試験で問えるのは、主に知識とか技能の基になる知識ぐらいは問えますけれども、技能そのものは問えないので、実務経験のところで、しっかり指導者が資格を与えていいという技能等を教育し、評価していただかなければならないと思っています。

それから、この資格はこれを取ったから、人生これで上がりではなく、田崎先生がおっしゃったとおり、それから医師で言えば臨床研修のような経験を積んで磨きがかかるわけですけれども、ただ、相手、クライアントがいるわけです。資格を取った初日であっても、クライアントが安全・安心の検査なり指導が受けられるという、最低限のことは有資格者には担保しないといけない面もあります。それがどのレベルかということは、今から議論していきたいと思います。

○増田構成員 専門職大学院協議会の増田です。今までの議論も踏まえて、1番は国民の心の健康の保持・増進に寄与するレベルの公認心理師をどう養成するかということであろうと思います。そのためには大学、大学院でのコアカリキュラムをしっかりとここで話し合っていく。実務経験に関しても、田崎構成員から2年というお話がありましたけれども、ここも何年にするかというのは今後議論になるだろうと思っています。その上で、汎用性の資格ですので、どのようにその汎用性を担保していくのかというのは、かなり難しい問題だと思うのです。大学、大学院でのカリキュラムをしっかりとする。もう1つは、国家

試験で合格するというのはスタートですから、その前の研修もしっかりした研修制度を整える。公認心理師になっても研修をしっかりとしていく仕組みを整える。そのことも視野に入れて、今回のワーキングの中で話し合えればいかと考えています。

○北村座長 一番最後の、公認心理師になってからどうするかというところまでは、なかなか決められないとは思いますが。先ほどの基本的な考え方の最初に変な言葉があったのをお気付きでしょうか。「Outcome-based education(OBE)」に対応するのがプロセス中心の教育です。何とか学、何とか学、何とか学と単位を集めてきて、それで修了で受験資格を与えるというのが今までのやり方でした。そうすると中が抜けてしまうのです。コミュニケーション学というのがあったかとか、あるいはクライアントファーストという教育をどこでしたのですか。あそこでやっていたのではないですか、あそこでやっていたのではないかと聞いたら、どこでもやっていない。

今お話があったように、公認心理師に一番大事な資格は、資格を取ってからもしっかり勉強を続けて、経験を積んでいってほしいという、たゆまぬ、ずうっと生涯にわたって勉強を続けるという姿勢を、本当は教えてほしいのです。ところが、プロセス重視でプロセス型だと単位、単位だから、生涯にわたって勉強する気持ちというのはどこで学びましたかと言うと、学んだ人は学ぶけれども、学ばない人は学ばない。そうでなくて、Outcome-based というのは、理想的な公認心理師というのはこういう人だよ。そうするとクライアントファーストであり、生涯学ぶ性格があって、今の知識を基にこうこう発展させるとか、経験を振り返るとか、そういう人だよという理想の公認心理師はこうだ。だから試験でこれとこれを問うのだという、そういうのが Outcome-based なので、先生方に今おっしゃっていただいたとおりなのです。生涯にわたって学ぶ姿勢などを試験で問いたいけれども、どうやって問うか分かりません。

○沢宮構成員 今、おっしゃったことに関連しますが、現時点で最先端の知識を教えても10年たつと古びて陳腐化してしまう可能性もあると思います。やはり学生が自ら学ぶ力や問題解決能力を身に付けるための教育モデルであるアクティブラーニングが必要で、大学卒業後も大学院修了後も、絶え間なく自分自身を育てていくことが大切かと思えます。

○北村座長 次へいきます。資料4です。ワーキングチームの検討事項についてです。

○松本主査 資料4です。1枚目は、第1回の検討会において配布した資料です。以下の事項については、ワーキングチームを設けて議論しカリキュラム等の素案を整理することとしております。検討事項として大きく5つ書いております。

1つ目は、カリキュラムです。いろいろと解釈がありますが、具体的には、大学と大学院において公認心理師となるために必要な科目をどのような形にするのかということです。また、それと併せて、経過措置において施行日より前に入学した場合等、経過措置を設けておりますが、そちらの大学院において履修すべき必要な科目も併せて検討する必要があります。また、科目には座学、実習、演習が含まれると思いますが、特に実習や演習においては、その内容、実施する施設や基本的な考え方にもあった指導体制についても検討し

ていただきたいと思います。

2 つ目は、大学の卒業者の実務経験の範囲です。こちらは、先ほど御議論にもありましたが、実施期間、実施する施設、指導体制についても御議論いただきたいと思います。

3 つ目は、現任者の範囲です。経過措置における実務経験を 5 年以上有する者ということで、こちらの範囲についても御議論いただきたいと思います。

4 つ目は、国家試験です。先ほども少し御議論ありましたが、試験科目をどのようにするのか、また、医師国家試験に係る基本的な事項ということで、出題数や出題形式、出題時間を想定しております。また、法律上、現任者に対しては試験科目を免除することができるとい規定がありますが、こちらに対してもどのように取り扱うのかを御議論いただきたいと思います。最後に現任者が受験資格を得るための指定の講習会についても、少しどのような内容、時間が必要かということについて御議論いただければと思います。

なお、議論の順番なのですが、こちらに書いてある順番に沿って議論していただくことがいいと思っておりますが、そちらについても、またこちらのワーキングチームにおいて、適宜、御議論いただければと思います。

2 枚目です。ワーキングチームのスケジュールです。一番上ですが、本日は第 1 回のワーキングチームです。再来週の水曜日に第 2 回のワーキングチームを開催予定です。第 2 回のワーキングチームにおいては、関係団体・有識者からのヒアリングということで、早速ですが 1 枚目の検討事項について御意見を頂きたいと考えております。12 月以降、第 3 回のワーキングチームにおいて、たたき台についての意見交換ということで予定しております。年明けぐらいに引き続き草案の取りまとめに向けた意見交換を行い、2 月あるいは 3 月頃に草案を取りまとめた上、カリキュラム等検討会に報告できればと思います。非常にタイトなスケジュールで大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○北村座長 今のページを見ていただいて驚かれたと思います。国家試験の在り方や教育内容を全部決めるのに 3 月にはもう決めていかなければいけないという、これは法律が 9 月に公布されたので、29 年 9 月には全てができて施行しなければいけないということによります。逆に 3 月めどを少しオーバーしてもいいようには思いますが、9 月には本当に施行しなければ法律違反になってしまうので、このスケジュールでいきたいと思います。

メール等で、いろいろ御意見を伺おうと思っておりますので、大変忙しいのは重々知っておりますが、是非、レスポンスをお願いしたいと思っております。ただ、今決まったものがあるわけでは全くないのです。今から先生方の意見で決めていき、いろいろなことが反映されますので、ワーキングチームとしてはやり甲斐があります。むしろ、そのようにポジティブに考えて真っ白から作り上げないといけないので、たたき台があってこれを承認すればいいということではないのです。

1 枚目に戻ります。ここに 5 番まで書いてありますが、これ以外に足すことがあるという場合、今言っていたほうが計画に盛り込むことができます。先ほど、増田先生がおっしゃったような資格を取った後、どのようにするということも決めたいぐらいなので

すが、今の時期では難しいかもしれないです。

○宮脇構成員 経過措置の中の法律でいうと、経過措置と受験資格があります。それで、法が施行されたときに既に大学及び大学院にいる人の教育です。既に大学及び大学院にいる人は、もう既にいるので既にそのカリキュラムを取っておりますが、その後、新しいカリキュラムが出来たときに、それを取ることができるのかとか、あるいは、読替えがどのように効くのか。要するに今現在、大学院や大学にいる学生が不利にならないようなことも検討しておく必要があるのではないかと思います。

○北村座長 おっしゃるとおりだと思います。不利にならないというか、少くくらい得してもいいと思います。このときに大学院に行って損したというよりはラッキーでいいと思います。それから経験を積んでもらえばいいので、それほどガチャガチャに決める必要はないかと思います。

実務者に関しても、実務者だから試験を免除するというわけではなくて、きちんとした試験をするわけです。受験資格の段階でむちゃくちゃ厳しくやらなくてもいいのではないかという気がします。そのために実務の実践で頑張っている人が非常に不安を覚えたりしているように聞いているので、それは、普通に講習会で勉強していただければ普通に通るかとは分かりませんが。そのように不安をかき立てるのはやめましょうという気がします。

それに 30 年たったならその人たちは辞めるわけだから、30 年後は新しい人たちできちんとしたものができるので、それはそれで余りガチャガチャでなくいきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

○中嶋構成員 その経過措置の受験資格における大学院において省令に定める科目や、省令で定める期間の実務経験は、経過措置の基準と、第 7 条第 1 号、第 7 条第 2 号で今回カリキュラムで定めるものと一致していなければならないのでしょうか。それとも経過措置の場合は、本筋のカリキュラムはこれですが、これぐらいでもいいという形で緩和することは可能なのでしょうか。

○松本主査 必ずしも第 7 条の所と経過措置を一致させなければならないという決まりはありません。同じ国家試験を受ける者ということで、その辺りもどこまでするのか、先ほど議論もあったように、今既に入っている人たちが現実的にどこまでフォローが可能なのかということも含めて、こちらについても議論していただきたいと思います。

○北村座長 現実に一致させるのは難しいでしょうね。でも、読替えできるような形にしてもらわないと困るという気がします。ほかにいかがでしょうか。

○黒木構成員 私はこの法案が成立する前の平成 15 年に厚労省の班研究に加わり、そのときの班員の先生方も、今日何名かお見えになっております。全国の心理学を専攻している大学、大学院のカリキュラムの調査も行いました。そこで問題になったのは、実は先ほどの基本的な考え方の最後に出てくる、使用する用語の定義を明確にすることと関係があります。



カリキュラムの調査を行い問題になるのが、非常に定義がよく分からない、例えば、ある大学は学習心理学、ある大学は教育心理学、ある大学は学校心理学でやっているということで、心理学を専攻する者には当たり前であっても当然世間では当たり前ではなくて、どのように違うのかということが問題になるわけです。そこで、正に北村座長が御指摘のとおり、プロセスベーストのエデュケーションにやってみると、もう混乱するわけです。

ですから、アウトカムベーストで考えていくべきで、そして、学習心理学だ、教育心理学だというようなプロセスで詰め込むのではなくて、アウトカムベーストでどういう項目を学んでいくのかというところで積み上げていって、ある種、緩やかなとか大きなくくりでカテゴライズしていくということが現実ではないかと、そのときの班研究を担当した者として考えた次第です。

いずれにせよ、具体的に定義していくということが大事ではないかと思ひ、これはワーキングチームの業務の中で一つ一つそれを積み重ねていって、これは医学教育でのコアカリキュラムでも同様です。やはり定義付けをしっかりとやった上で、何を学ぶべきか。それを緩やかにくくってカテゴライズしていくようなカリキュラムの構築が現実的ではないかと考えております。また、私どもが班研究で取りまとめたデータについて、必要があれば、このワーキングチームでも提供させていただきたいと思っております。

○北村座長 貴重な御意見、ありがとうございます。ちなみに、心理学、心理士の業界で用語集とか、一番スタンダードなものをどこかの学会等を出していないのでしょうか。

○丹野構成員 その領域の用語集については、多分学会ごとにできているかと思ひます。それから、今の黒木先生の御質問は非常に大切に、日本学術会議は、これまで学士課程、つまり大学のカリキュラムに非常に強く関心と責任を持つ者の集まりでもあります。特にこういう国家試験の場合、学部の段階で各大学ごとに科目の内容が全く違っては非常に困るわけです。それを科目として定めるには、何らかの定義やカリキュラムの内容を規定したり認定したりする必要が出てくるのではないかと思ひます。

今まで学部に関しては、ほとんどそういう試みはなかったのですが、こういう国家試験が出来たということで、学部のレベルの科目の認定が今後必要になるのかもしれない。ただ、公認心理師は課程認定ではなくて科目認定なのです。どの大学、どの大学院の修士課程のコースを出たら認められるということではなくて、どの科目を取った者が認められるという条文になっています。課程認定にするのか科目認定にするのかということは、今後議論が必要なのではないかと思ひます。

いずれにしても、これまで行われてこなかった学部の科目の定義、あるいはシラバスを作ったり標準カリキュラムを作ったり、教科書を作るとかそういう標準化は必要かと思ひます。これに関して学術会議では心理学の参照基準を一昨年提案しております。参照基準とは、文部科学省の高等教育局から学術会議に依頼があり、大学生の学力低下を防ぐために各学問分野ごとにきちんと最低限の共通事項をまとめたものです。どういうことを学んだら大学で心理学を学んだことになるのかということを議論して文書を出しています。そ

れを参考にして、学部課程の心理学を是非このワーキングチームでお考えいただければと思います。

これまでの心理学の資格は、学部で心理学を勉強しない学生も臨床心理士を取れました。今回、この法案では学部で4年間心理学を学ぶと書いてあるので、新しいシステムになったと考えたほうがいいと思います。長々、申し訳ありません。

○北村座長 ありがとうございます。国家試験で医学をいうと、実は国家試験を作るチームがありますが、その人たちに向けて、また、受験者に向けての国家試験出題ガイドラインがあります。コアカリキュラムに似ているのですが、学んで来るべきものがリストアップされていて、さらにそのガイドラインの特徴の1つにブルーシートというものがあります。

500題のうち、内科学は10%出ます、外科学は8%です。もっと細かいのですが内科の中の血液学は1%出ますとか、大体の割合まで書かれたブルーシートがあり、医療の教養、医療英語も1問ずつ出ますとかあります。教養と言われても、なかなか問題を作りにくいのですが、自分のときは世界で初めて麻酔をしたのは誰かみたいなとか、森鷗外の小説の中で安楽死を扱っている小説はどれかみたいな、それを知らないといけないうちかといけないうちかという、微妙な問題まで作らないといけないうちかといけないうちかというブルーシートまで作りました。ここでは、試験科目と大雑把に書いてあるのですが、ブルーシートまで作るのですか。

○田原精神・障害保健課長 そこまでできるのであればよろしいですが、それは、この場で最終的にまとまるというか、その次のステップでまとまるのかもしれませんが、将来的にそういうものが必要ということであれば、そういう芽出しをしていただければと思っております。

○北村座長 ありがとうございます。何日間、何題の試験をするぐらいは決めないといけないうちかといけないうちかですし、ケースの問題と単なる知識の問題の割合みたいなものも決めなければいけないうちかといけないうちか、あるいは、ここの科目、医学でいうと必修問題、総論、各論に分かれております。必修問題は100題ぐらいあって簡単な問題なのですが、それは絶対値で8割取らないと、ほかが満点でも落とすみたいな問題ですが、それをどのようにするのか。

あと、ケースの問題ですが、53歳の男性、最近気持ちが晴れないみたいなことが書いてあって、この人に行くべき検査はどれかみたいな、どの検査をやってもいいのですが、最初に行く検査はどれかみたいな質問もあったりして、そのケースを知らないといけないうちかといけないうちか知識があっても解けないといけないうちかといけないうちか問題も入れるのか入れないのか。入れるとして、何割ぐらい入れるのか、いろいろ考え出すと切りがありません。大雑把なところぐらいは決めないといけないうちかといけないうちか。第1回の試験の施行が来年の9月ですか。

○松本主査 平成30年です。

○北村座長 再来年ですね。時間があるといえはありますし、ないといえはないですね。そういうことを見据えた上で、お願いしたいと思います。幸いなことに、5年後にこれを見直すという条項が付いておりますので、大きな間違いがあったらそのときに直すことが

できます。ほかに何かございますか。

大体、用意した話はこのようなところですが、予定に戻っていただいて、16日はこれだけの先生方からヒアリングをすることになります。一番タイトな日になるように思います。その前しょう戦の今日は第1回です。顔合わせみたいなどころですので、あと30分ぐらい余裕があります。せっかくですから順番に1人一言、あるいは言いたいことを、全員で30分なので、大体、時間の見当を付けていただいて奥村先生からお願いいたします。○奥村構成員 大変いろいろなお話を伺わせていただいて、大変だなと思うのですが、先ほどの黒木先生のおっしゃった言葉の問題ということと、基礎的な勉強を学部でしておくことが大事だというお話などから、少し連想というか経験をしたのですが、例えば学習という言葉に関して、基礎的な心理学ではそこのところを非常に操作的に定義して、これこれの手段を取ったものを学習という言葉と、統計の調査等を行います。それは、生涯学習を続けていく資質という場合の学習という言葉とは、意味が全然違います。

それが基本的なところの学習、各科目をやるのが大事だということと、それから臨床の仕事に就いていて生涯これを自分の中で深めていくということの齟齬というか、そういうものを感じて、基礎心理学から臨床に入った経験として非常に思いが湧いてきました。以上です。ありがとうございました。

○川畑構成員代理野島氏 今回の公認心理師は学部プラス大学院ということで6年間を使ってやるというところに非常に期待しております。従来は臨床心理士は、学部はなくて大学院の2年間だけでした。それだけに厚みや力がある心理士が生まれるのではないかということが1つです。

もう1つは、先ほど定義のところでもありましたが、科目を決めても、例えば我々の臨床心理士養成大学院協議会では、認定協会が決めた科目があり、170の大学院がそれに従って動いているのですが、やっていることはばらばらなのです。ですから、その科目名だけが決められているのではなくて中身についてある程度、煮詰めていくとか、その科目を認証するときには一定のシラバスなりで一定のレベルの内容を確認するということをしていないと、単に科目名だけ決めればよいというわけにはいかないのかと思いました。以上です。

○黒木構成員 先ほど申しました2年ほど前の班研究の結果で、もう1つ申し上げたいのは、どういう領域で心理の専門職と呼ばれるような人たちが仕事をしているのかということ、まず、医療領域が40%ぐらい、続いて教育領域が30%、あと福祉領域、司法というような構成でしたので、公認心理師の資格を得るための実務経験を現実の状況に合わせた配分にするのか、それともイーブンに経験を積むようにするのか、あるいはそれぞれの今後のキャリアを考えた選択にするのかということころは、そこまでこの席で検討できるのかどうか分かりませんが、それは1つ大事なことかと思えます。

もちろん、ほかの医療領域での国家資格者の実習時間も参考にすべきかと思えます。それから、どうしても議論は臨床心理士の現在の教育のプロセスが参考になるのですが、班

研究のときには臨床心理士以外の心理の資格、いわゆる民間資格についても調査しました。これが、かなりあり過ぎて 120、130 ぐらいあり、どのように経過措置で線を引くのかということは正直頭の痛い問題であろうかと思っております。

○北村座長 少しお尋ねいたします。演習と実習、実務経験の違いです。私の理解では、例えば、学生同士が模擬に心理テストをやり合う、これは演習ですよね、実習ではないですよね。現場に出て先輩の臨床心理士の人が何かやっているのを後ろで見る見学型実習とも言いますが、これも実習ですか。それとも、これは実務経験に入るのですか。

○黒木構成員 実習と思っております。

○北村座長 やはり、本来の実務経験に入る実習というのは、自分が全面になってクライアントとお話して、それを後に指導者がいて、あとでフィードバックがかかるというようなものを一番狭い意味の実務経験ですよね。それが、どれだけ担保できるのかということは大変なことになると思います。見学は許すほうですか。許すというか、許さないという問題でもないのですが、見学ばかりで終わっても困ると思います。どうも失礼しました。

○沢宮構成員 心理職の国家資格は、心理学ワールドの悲願だったもので、長年かけようやくできた資格です。まずは国民のニーズに合うような、国民に求められる公認心理師を育成するという視点から、裾野の広い人を集め、質の保証をどのように担保していくかを考えていく。そこがいろいろなことの出発点かと考えております。

○田崎構成員 現在、心理職の方が活動されている分野、それから先ほどの説明でもあった特定の分野で求められるということの中に、医療、保健、教育、福祉、司法、警察、労働等々あるわけです。私は精神科医として臨床の仕事をしていますが、こうやって改めて見ると、ここに書いてある全ての分野に日常的に関わっているわけです。そういう中で心理職の方とも連携して仕事をしているのが現状です。

そういう意味で、精神医学とこの心理職の方たちの業務は深いつながりがあるし、こういう現場で仕事をしていく上では、非常に重要な素養だと考えており、学部教育の中でも精神医学をしっかり学べるような枠組みができればいいなと考えている次第です。

現状の心理系の学部教育は広いというか広大というか、こういう制度化をする上では、ある意味で混沌としているところがあるかと思うので、そういう中でこのカリキュラムの問題を整理していくのは、非常に大事なことなのだろうと思っています。

○丹野構成員 単純な疑問ですが、来週のワーキングチームのヒアリングの団体についてです。附帯決議の第2条を先ほど見たら「臨床心理士を始めとする既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者がこれまで培ってきた社会的信用と実績を尊重し」と書いてあります。つまり、臨床心理士は尊重するが、それ以外のほかの資格も尊重する。何々を始めとしてと書いてあります。

先ほど黒木先生もおっしゃいましたが、心理師の資格には、臨床心理士だけではなくて、ほかにたくさんの資格があるわけです。これは第1回のカリキュラム等検討会で七者懇の佐藤先生も御指摘されて、臨床心理士以外の資格もあることをきちんと把握していただき

たいとおっしゃったわけです。このヒアリングの団体名を見ると、一番下の臨床心理士養成大学、臨床心理分野専門職、臨床心理士資格認定協会と、臨床心理士の団体が3つも出ていて、臨床心理士の先生方の御意見は十分すぎるほど表明する機会が設けられているのに、ほかの資格はどうなのかというのが疑問だったのです。附帯決議の精神からもちょっと反するという感想を持ったわけです。例えば、ほかの資格の団体の意見などはどのように尊重されるのかという疑問を持ちました。

○奥村構成員 上から3つ、臨床心理職推進連絡協議会と、医療心理師国家資格推進協議会、日本心理学諸学会連合、この一つ一つがヒアリングに応じるのではなく、3団体としてお話をすると、私は承っております。この3団体の中には、先ほど丹野先生がおっしゃった様々な資格、大学院ベースにする資格を出している職能団体等々が含まれて、これまで一緒に議論してまいりましたので、私がヒアリングで頑張らせていただきたいと思えます。

○北村座長 また足りなければ3回目以降にも来ていただいてもと思います。

○丹野構成員 そういうことも可能なですね。

○中嶋構成員 ヒアリングを受けていろいろなカリキュラムの案が提案されると思いますが、そのどれが優れているという議論ではなくて、いい所を取ろうという発想になるのかと思います。そのときにできるだけいい所取りで、すごくいいものを作ってしまうと、現実に実行が不可能になってしまうことがありますので、その辺は実行可能性を踏まえた落とし所を探るといった形になるのではないかと想像しています。

それからあと、当然第2条を実行するための公認心理師をどう育てるかという意味合いで、その実務経験等を考えるときに、全ての領域、3つの領域を中心としていろいろな領域の経験が本当に必要かどうかという点については、ちょっと考えなければいけない。つまり、1つの実務に就いていても、他領域の現状や、法制を含んだ知識をきちんと学べるようなプログラムが組まれていれば、恐らく基本の学生、大学時代の教育も踏まえた形で実務経験を1領域でやっても、受験資格に足りる分の経験はできるのではないかと思います。

そういう意味でいうと、実習でもそれぞれの各領域で、本当にそういうきちんとした質の高い実習を担保できるのかという点では、繰り返しになりますが、プログラムが何よりも必要と考えています。

あと試験についての私見ですが、安全・安心という観点から言うと、医師国家試験で言うところの重大問題のような、これは選んではいけないという選択肢は、私はあるべきだと個人的に考えています。以上です。

○北村座長 それに関して御説明しますと、医師国家試験で何題とは言えないのですが、数題です。選ぶのがあって、正解はありますが、5択のうちに1つぐらいがとんでもない危ないのが入っていて、それを地雷問題とか言っています。それ以外で間違ふのはいいのですが、地雷で間違ふと、それは殺人だろうみたいな選択肢なのですが、それが何個か地

雷を踏むと、ほかが満点でも落ちるといいう制度があります。今、中嶋先生がおっしゃったのはそういうので、クライアントの心を痛く傷付けるような枝があったら、それを踏んだらアウトでしょうという御提案です。

○中根構成員 私は中根と申します。平成 22 年度まで中学校で教員ということでやっておりまして、今、教育行政のほうで 6 年目に入ってしまった、随分現場から遠のいているのですが、あと少ししたら現場にまた戻っていくのかなというところにおります。

そういったところが学校現場からのリアルなというか、実情を踏まえたといったところで、何かあればということで、私は多分お席を用意していただいたのではないかと考えておりまして、そういったスタンスで参加させていただいております。

学校現場に行くスクールカウンセラーといった形になるのかと思いますが、学校現場でスクールカウンセラーのほうも配置されておりますが、どんなスクールカウンセラーが求められているか一言でいえば、まず人間性に尽きると思います。チームで取り組むとか、あとは先生方と上手に連携ができるとか、そういったところが大事であって、行き着くところは子どもたちのためということがキーワードとしてあるかと思っています。

高い専門性ももちろん必要になってきますが、本当にリアルなところでお話しますと、先生方は日々子どもたちのために教育活動にまい進していますが、何か問題を抱えている児童生徒を 1 度カウンセラーなり、何なりに預けてしまうと、お任せ状態になってしまうこともあるのです。例えばスクールカウンセラーなどはそういったお子さんを預かった場合に、例えば抱え込んでしまうという状況になると芳しくありませんし、そういったところでスクールカウンセラーの手腕が問われるわけで、担当の先生とか、関係する先生方をいかに上手に巻き込んで、そういったケースを進めていくことができるか。あとはある事案に対して学校全体として、どのように進めていかということ、実際に管理職なり、担当する主任なりに提案というか、そういったものを勧められるかといった、いかに戦略が取れるかといった資質も求められてきます。

そういったところを私のほうでも踏まえながら、今後もまた参加させていただきたいと思っております。今後カウンセラーも多分増えていくのだろうと思います。こういう人間性豊かなカウンセラーが学校現場で子どもたちのために活躍できるためにはどうしていくのがいいかといった視点で、また勉強させていただきたいと思っております。以上です。

○増沢構成員 子どもの虹情報研修センターの増沢と申します。子どもの虹情報研修センターは 15 年前にできたセンターで、児童虐待に携わる方々、専門職種の方々の研修、そういった方々の相談、そして研究事業もしている所ですが、主に児童相談所、児童福祉施設の職員等を中心とした方々の人材育成をしております。

今、福祉の領域は、障害から老人から非常に広いのですが、児童の問題に限ってお話させていただきますと、今、児童虐待の問題が本当に大きな問題になっていることは、皆さん御存じのとおりだと思います。この問題は心理職にとっては非常に悩ましいというか、非常に応用を利かせなければいけない問題です。というのは、そういった児童虐待のケー

スを抱えているニーズというのが、必ずしも今まで学んできた主臨床の理論あるいは技法という枠組みから、なかなか太刀打ちできないという状況が多々起きているのが福祉の領域です。それは児童虐待に限らず、子どもの貧困、その他諸々の問題が湧いて出てくるようにあります、子ども及び家族のニーズということをきちんと、本当に先ほどからアウトカムをベースにということ、それから現場に役に立つということも、この会議の中でたくさん出てきていて、私はうれしいと思います。学びの自主性が変わらないやり方というのは何だろうかということもきちんと考えたカリキュラムづくり、特に例を取ってみても、治療契約というのがベースになるような心理療法の展開も契約が取れない、結べないという親御さんもたくさんいますし、継続して通えないという親御さんは山ほどおります。

それから守秘義務の問題も先ほども出ていましたが、面接室の中で虐待を受けているという訴えがあったらどうしたらいいかということ、これは通告の義務というのは法制度でもきちんと定められておりますが、これを理解してもらうのも本当に時間の掛かる話だったので、だから、やはり学びだけでは駄目で、ちゃんと現場のニーズに合った形での学びということをやうまく統合する。先ほども大学院なのか、実践なのかというお話もありましたが、ここを本当に統合する形で、私は自主性が劣っているとも思いませんし、逆に言うと、大学院でカリキュラムの中にもっと実践的な領域を入れ込まないと、本当に現場のニーズに応えられる臨床家にはなれないのではないかと、特に福祉の現場にいて強く思います。

ということで、是非、皆さんと一緒に御検討させていただき、学ばせていただきたいということで、先ほどから座長の先生はわくわくして胸踊らせながらというお話もありました。見ていくと大変な仕事だなと思いますが、わくわくしながら取り組まさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○増田構成員 今の社会の問題を考えますと、不登校も増えてきております。いじめの問題、パワハラ、セクハラの問題、鬱病の患者も多いですし、不妊症の問題も含めて、心理士に対する期待は非常に大きいかと思っております。その中で、私は大学院ですけれども、クライアントと実際に向き合って、そこから学んで、そして理論に返ってということが非常に大事だろうと思っております。

その中で、コアカリキュラムを作っていくことは非常に大切なことだと思っておりますが、先ほど黒木先生がお話をされた厚労省関係の中で、私も看護学教員の全国のカリキュラムを調べましたが、科目名そのものも、かなりばらばらで統一性がない。そこを整理していく。整理をしていくときに中嶋先生がお話をされたように、理想だけでいくと、現実に対応できないことも起こってきますので、そこをどうしていくのかというのが、このワーキングでの課題かと思っております。専門性、社会性、人間性を持った公認心理師になってもらいたいと常に思っているところです。

その中で専門性については、汎用性と深いものと両方が必要で、そして実践に使える。クライアントにちゃんと向かい合える、そして治療契約のない中でもしっかりと自己をぶ

らさずに社会に貢献できる公認心理師をどう育てていくのか、どう国家試験をしていくのかということ、ここの中でいろいろ議論させていただけたらと思います。

○宮脇構成員 宮脇です。私は今、大学で教員をしておりますが、大学教員はまだ6年目で、実際には精神科医療の中で25年、福祉領域で9年で、そちらのほうが長いので、現場の医療の中で体験してきたことを踏まえて、できれば発言もさせていただきたいと強く思っております。

その中で、学部の中の教育というのが大事だなと感じることが多くなってきたというか、現場でずっと仕事をしていまして、学んできて優秀な方が現場に来てくれるのはいいのですが、困ったときに応用が利きにくくて、心理学の基礎をきちんと学んでいると、もう少し応用も利くようになるのではないかと。そのためには学部教育のコアカリキュラムというか、その辺が非常に重要になってくるのではないかと思います。

もう一点は、先ほど話題になった実務経験ですが、大学院を出て来られても、学部卒で就職されても実務経験は非常に必要でして、現場に来て、現場でクライアントの患者の所でやって学んでいくことが非常に大きな要素を持っているのですが、そのとき初めは見学から入りますので、実務経験というのは見学から入るのだと御認識いただけたらと思います。

○吉川構成員 日本臨床心理士資格認定協会評議員として参加させていただいております吉川と申します。私たち臨床心理士にとっては、公認心理師の資格ができるということは非常に喜ばしいことであると感じております。臨床心理士が、さらに公認心理師の資格を取ることによって、私たちが社会に何を求められているか。そして、社会につながることで何ができ得るかについてしっかり自覚を持って、これまでも現任者は、それを遂行してきたのですが、その自覚を共有しながら、また他職種との連携もより良くスムーズにいくであろうと期待しています。それから、学びの課程において基礎心理学が重視されることによって、学問の基盤に立つ足腰の確かさが、私たち臨床心理士プラス公認心理師に求められていることも自覚できることも期待されます。つまり、臨床心理士と公認心理師それぞれの資格が求めるものが相補されることによって、国民の心の健康を守るという心理専門職がより活躍しやすい時代が来るということを、大変喜ばしく思っています。

今日の議論の中で、幾つかお願いしたい点がありました。1つは学術会議を代表しておられる丹野先生にヒアリングのときに是非、情報を提供していただきたいと思ったことは、現在、心理学の専攻あるいは心理学部で学んで、年間卒業する学生が一体何人いるのかという数字です。日本心理学会はそのような情報をしっかり把握されていると思いますが、実は大学院の10倍は下らないのではないかと。そうすると、大学院の臨床心理士の養成指定校だけで年間3,000人近い修了生がいるのですが、その10倍を下らないとすると、3万人の人たちが今回の経過措置に全員とは思いませんが、かなりの割合で何らかの申請をしてこられる対応の大変さもありますので、経過措置がどういうものであるのか考えるときに、非常に重要な問題になろうかと思います。



そして、アウトカム重視ということがありました。この公認心理師は汎用性のある資格として社会に働くわけです。平成 27 年 9 月 2 日の文部科学委員会における「心理専門職の活用の促進に関する件」決議において「臨床心理士をはじめとする」と述べられておりますが、臨床心理士は、汎用性のある心理専門職として公認心理師に先駆けてきていますが、その汎用性をもつ専門性を担保するだけの収入がちゃんと一人一人の専門職に保障されるだけの社会のニーズが一体どのぐらいあるのか。経過措置で大変多くの公認心理師が生まれてくる可能性もあるわけです。そうすると、今後の養成をしても就業できないという現状になったときに、今まで充実させてきた心理専門職の専門教育の大学における研究科や専攻が存亡の危機になりかねません。これから心理学科や大学院を出て資格を取っても職がないということになると学生が集まらなくなることに大学当局は敏感に反応されることでしょう。これは最悪の事態になりますので、そういった社会のニーズに関しても、ある程度のめどを立てながら、経過措置も考えていかざるを得ないだろうと思っています。

その中で、奥村構成員に是非、3 団体からのヒアリングの際にお願いしたいのですが、例えば臨床発達心理士の方のうち、何名が既に臨床心理士の資格を持っておられるのか、あるいはほかの資格のうち、何パーセントの方が既に臨床心理士と両方の資格を持っておられると思いますので、そのような人数や割合も併せて報告いただければ、経過措置においても非常に参考になるかと思っておりますので、そのような数値を出していただきたいと思っております。

臨床心理士、公認心理師双方の資格を考えつつ、今日お話を伺わせていただいて、中根先生が人間性が大事ですと言っていたのは、非常にホッとしました。コアカリキュラムの重要性は非常に理解できます。心の専門職として働くとき、心の専門家を養成するとき、これは絶対外してはいけない基本原則の教育が確かにあります。しかし、心の専門家の教育においては、人格の個性の要因をそこに加えていく必要があります。この個性の公認心理師が、このクライアントを担当するときに、その個と個の組合せの中でしか成立し得ない関係性を、どのようにクライアントにポジティブに作用させうるか、ネガティブな作用を抑止しうるのかその可能性を探求します。だからジェネラルに押さえなければいけない所と、場面に応じてという話が増田構成員からもありましたが、心理専門職自身の個性と、クライアントの個性の組合せの観点からも考えていかなければいけない。

そのように考えますと、医師の指導医制度ともまたちょっと違って来る。医師としては、これは絶対外してはいけないという所をバックからフィードバックするのだと思いますが、私たちのスーパービジョンにおいては、あなたの個性だったら、この受け答えはこれでよかったのかどうかちょっと経過を見ていきたいと思いますということをします。正に Outcome-based のやり方だと思いますが、結果を見ながら、あなたが、このときこう言ったことが、このように生きてきたねというように返していきます。心理専門職の領域のスーパーバイザーは、スーパーバイザー一人一人によって、その教え方も違ってきますし、違えていく技量が求められるのです。もちろんスーパービジョンの中には、現場の中できちんと機能

するのはどういうことかということを知るスーパービジョンもありますが、ケースに関するスーパービジョンというと、今のように個人と個人の変数も考えていく非常に緻密な教育方法です。だけど、その教育の成果を公認心理師の試験で果たして評価できるのかと言われると、非常に難しいと思いますので、その辺りが、養成は限りなく同じプロセスを歩みながらも、評価する試験の段階で違う資格が併存していく意味もあるのかなと思いつつ、参加させていただきました。

○北村座長 ありがとうございます。まだ数分あります。何か更に御発言いただくことがありましたら。第1回としてはこんなところで終わりにしたいと思いますが、これから時間的にタイトですが、そこそこ長丁場になります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事務局から連絡等をお願ひします。

○松本主査 今回、御説明させていただきましたとおり、今後このワーキングチームにおいて、カリキュラム等の素案の整理を行っていただく予定です。なお、次回の日程については、資料4にもありますとおり、11月16日を予定しております。次回は関係団体有識者からカリキュラム等についてヒアリングを行う予定です。詳細につきましては、追って別途御連絡させていただきます。事務局からは以上です。

○北村座長 ちょうど時間になりました。本日は本当に御多忙のところ、長時間にわたり、御発言いただきまして、ありがとうございます。これからもフランクで、話しにくいではなくて話しやすいワーキングチームを目指していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。今日はこれで閉会します。ありがとうございます。